≪概要≫浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業

【目的】
〇親元からの自立や精神科病院からの退院、入所施設等からの退所にあたり、ひとり暮らしによる地域での生活へ移行を希望する障がい者に対し、ひとり暮らしに向けた宿泊体験の場を提供することにより、地域で自立した生活を目指す障がい者を支援する。

※「協力事業所」とは、宿泊体験の場の近隣の障害福祉サービス事業所、地区社協（家事支援）のことを言う。協力事業所に協力を仰ぐ際は、基幹相談と担当相談員が共同し実施する。

【浜松市障害者政策課】

ひとり暮らし

事後評価・
経過確認・伴走支援

【宿泊体験の場での支援体制】

〇 体験先で訪問サービスを利用する場合、普段利用する当該サービス事業所での支援を調整する。当該サービスの導入を体験的に行う場合は、**協力事業所**※への協力を仰ぐ。

«ヘルパー等の利用について»
住所地以外でのヘルパー等利用は現段階では行えない。ヘルパー等利用が必要な場合は、実費でも可能か担当相談員が事業所へ確認する。

浜松市障がい者基幹相談支援センター

〇 宿泊体験の場の提供（契約は本人）
〇 宿泊体験の場での支援体制のコーディネート
〇 日中に過ごす場での支援体制のコーディネート
〇 その他、ニーズに応じた支援が行われるような支援体制のコーディネート
〇 体験利用時・利用後に係るひとり暮らしに向けた伴走的な支援・評価

・障がい者相談支援センター
・計画相談支援事業所

相談

・本人・家族
・障害福祉サービス事業所
・精神科病院

【対象】
・障がい者（児童は対象外）
・市内に住所を有する者
・現に市税の滞納がない者
・現にひとり暮らし等をしていない者

目標達成に向けた包括的な支援が受けられるよう、関係機関の確保・支援体制の提案

【日中に過ごす場】

〇 単なる宿泊体験とならないよう、通勤先（通所先）等の日中に過ごす場を利用する。日中に過ごす場は、①普段本人が通勤（通所）している場、もしくは②**協力事業所**とする。

【地域生活の体験】

〇 ひとり暮らしを充実させるための余暇や生活に必要な買い物、外食・理髪店の利用等、地域生活を送るための体験的な活動を提案する。

01 事前相談

①担当相談員は、基幹相談に当該事業の利用相談を行う。
②利用相談を行った担当相談員は、「意向確認書※１」に必要事項を記入し、関係書類※２と合わせて基幹相談に提出する。（メール不可）
③本人または家族は、「利用申請書※3」と「市税納付確認同意書※4」に必要事項を記入し、基幹相談へ提出する。

«注意事項»
・病状コントロールができていない方、宿泊体験の場での物損・体験利用中の事故等の恐れがある方は対象外。
・主治医がいる場合は、事前に主治医の了解を得る。
・本人及び家族等に意向確認書提出の了解を事前に得る。

※１実施要綱「参考様式第１号」
※２「計画相談様式別紙１（基本情報）・別紙２（週間計画）・別紙３（ADL）」または本人の状態像がわかる書類
※３実施要綱「第１号様式」
※４実施要綱「第２号様式」

02 利用に向けた準備

①基幹相談は、提出があった「意向確認書」「利用申請書」「市税納付確認同意書」の内容を確認し、障害者政策課に提出する。
②障害者政策課は、受理した「利用申請書」をもとに必要な調査及び審査を行い、その可否を書面※5にて通知する。
③利用決定を受けた体験者（本人）・担当相談員・基幹相談で面談を行う。その後、宿泊体験の場の検討を行う。
④担当相談員は利用計画表を作成する。訪問者（支援者・家族等）は、利用計画表に日時・目的を記載する。
⑤利用計画表を基に、体験者（本人）・担当相談員・関係機関・基幹相談で体験利用前の関係者会議を開催。体験期間中の目標、支援体制等を確認する。

«注意事項»
・利用期間は１回８日以内（年間10日以内）。
・マンスリーマンション等での体験を実施する場合、契約者は本人となる。

※５実施要綱「第３号様式」「第４号様式」

03 体験

〇宿泊体験中の支援体制については、利用計画表が基となる。

«見守り等の支援»
・必要に応じ、基幹相談員、担当相談員が訪問支援を実施し、見守り等を行う。

«注意事項»
・宿泊者は体験者（本人）に限る。
・宿泊体験の場で、物損や契約違反で生じた金額については体験者が負担する。

04 評価

①宿泊体験終了後、体験者（本人）は自己評価※6を実施し、基幹相談にその結果を報告する。
②自己評価の報告を受けた基幹相談は、体験者（本人）・担当相談員・関係者と支援会議を開催する。
③基幹相談は評価を障害者政策課に報告する。

〇宿泊体験終了後、担当相談員は６か月後と、１年後に体験者（本人）の評価※７を実施し、基幹相談にその結果（経過）を報告する。評価（経過）の報告を受けた基幹相談は、その結果を障害者政策課に報告する。

«１年以内にひとり暮らしが開始された場合等について»
・ひとり暮らし等が開始された時点での評価を実施し、基幹相談にその結果を報告する。

※６実施要綱「参考様式第２号」
※７実施要綱「参考様式第３号」